

産地水産業強化支援事業実施要領

22水港第2423号

平成23年3月30日

水産庁長官通知

最終改正 平成27年4月9日 26水港第3887号

I 産地協議会及び産地水産業強化計画

第1 趣旨

産地水産業強化支援事業実施要綱（平成23年3月30日付け水港第2422号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）の産地協議会及び産地水産業強化計画の策定等に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 産地協議会

1 要綱第5の1の産地水産業強化支援事業について、水産庁長官が別に定める産地協議会（以下「協議会」という。）が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 市町村、漁業関係機関等（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業共済組合等）、漁業者及び本事業における取組に参加する加工業者、流通業者、研究者、経営管理等各種専門家等により協議会を構成することとし、次に掲げる者は協議会の必須の構成員とする。

- ① 当該産地において、生産、集荷、販売、加工等の中核をなす漁業関係機関等
- ② ①の漁業関係機関等が位置する市町村（なお、①の漁業関係機関等が漁業協同組合連合会その他の活動域が県域となる団体の場合にあつては、産地水産業強化計画に定める施設整備支援事業の受益対象者の位置する市町村）
- ③ 産地水産業強化支援事業のうち施設整備支援事業の実施主体となる予定の者
- ④ 実施主体に上乘せ助成を行う予定の市町村

(2) 産地水産業強化支援事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べるができることとする。

第3 産地水産業強化計画

1 要綱第5の2の(1)の産地水産業強化計画の策定について、水産庁長官が別に定める方法とは、別記様式第1号による作成とし、要綱別表1の交付要件欄の1の水産庁長官が別に定める内容とは、産地水産業の強化方針、成果目標、産地水産業強化支援事業及び施設整備支援事業の内容その他の別記様式第1号に掲げる項目とする。

2 産地水産業強化計画の成果目標については、産地水産業の強化方針として、所得の向上、地先資源の増大、6次産業化及び漁村の魅力向上のうちから1つを選択したうえで、次に示す方法により成果目標を設定することとし、3%以上の向上を要件とする。

(1) 強化方針として所得の向上を選択する場合

漁労所得について、現状からの増加率を成果目標とし、以下により算出する。

漁労所得の増加率(%) = 目標年度の漁労所得 / 現状の漁労所得 × 100 - 100

(2) 強化方針として地先資源の増大を選択する場合

地先資源量について、現状からの増加率を成果目標とし、以下により算出する。

地先資源量の増加率(%) = 目標年度の地先資源量 / 現状の地先資源量 × 100 - 100

(3) 強化方針として6次産業化を選択する場合

事業所得について、現状からの増加率を成果目標とし、以下により算出する。

事業所得の増加率(%) = 目標年度の事業所得 / 現状の事業所得 × 100 - 100

(4) 強化方針として漁村の魅力向上を選択する場合

労働時間について、現状からの短縮率を成果目標とし、以下により算出する。

労働時間の短縮率(%) = 目標年度の労働時間 / 現状の労働時間 × 100 - 100

ただし、漁村の魅力向上については、労働時間の短縮に限らず、魚価、安全性、機能性の向上等の個別の産地水産業強化計画の内容に沿った指標により成果目標を設定することとする。

第4 産地水産業強化計画の承認

1 産地水産業強化計画の承認については、予算の範囲内において、事業費当たりの成果目標値又は費用便益分析の結果等を用いて順位付けを行ったうえで、水産庁長官が承認することとする。

2 産地水産業強化計画の承認については、災害対策等国が行う施策及び事業との関係で特に支援が必要と認められるものについて配慮する。なお、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)に基づく総合化計画の認定又は浜の活用再生プランの策定と関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4の2に基づく浜の活力再生プランの承認を受け、かつ、産地水産業強化支援事業の採択要件を満たす計画については優先的に採択するものとする。

3 水産庁長官は、1により産地水産業強化計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける協議会に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

第5 産地水産業強化計画に係る事後評価

1 要綱第6の1に基づく協議会による事後評価及びその報告は、別記様式第3号により行うとともに、原則として目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 要綱第6の2に基づく水産庁長官による検証は、要綱第6の1に規定する協議会の事後評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事後評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう

指導するものとする。

Ⅱ 産地水産業強化支援事業（ソフト事業）

第1 趣旨

要綱第2の1の産地水産業強化支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 産地水産業強化支援事業実施計画

- 1 協議会は、要綱第5の3の（1）に基づき産地水産業強化支援事業の事業実施計画（以下「産地水産業強化支援事業実施計画」という。）を、別記様式第4号により作成するものとする。
- 2 1の産地水産業強化支援事業実施計画は、原則として要望国費額が250万円以下となるよう作成するものとする。
- 3 要綱第5の3の（5）の水産庁長官が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - （1）要綱別表1の産地水産業強化支援事業の全部又は一部の取組の中止又は廃止
 - （2）産地水産業強化計画の変更に伴う産地水産業強化支援事業実施計画の変更
 - （3）事業費又は事業量の3割を超える変更

第3 事業の内容

- 1 要綱別表1の具体的な事業内容については、次のとおりとする。

（1）具体的な事業内容

協議会は、事業実施期間中、次のアに掲げる項目について検討し、産地水産業の強化に向けた取組の活動を着実に推進するとともに、原則として次のイからエまでに掲げる取組のうち、少なくとも一つ以上の取組を実施するものとする。

ア 本事業の推進に関する検討（本体協議会への支援）

- （ア）産地水産業強化計画の内容及び事業実施計画の妥当性
- （イ）産地水産業の強化に資する地域資源（もの、人及び情報）の探索及び活用
- （ウ）産地水産業強化計画の進捗及び実績の把握
- （エ）共同利用施設等の効率的な利用に係る体制のあり方
- （オ）本事業による取組内容や成果を関係者に広く周知するための手段

イ 調査・調整活動の実施のための取組

整備効果の把握、地先資源や共同利用施設等の利活用のための調査及び関係者による合意形成に向けた検討会の開催及び調整活動等を実施する。

ウ 新たなマーケットの開拓のための取組

地先資源や共同利用施設等を利活用して産地の所得の向上につなげるための活動に必要となる検討会の開催、調査、産品開発、品質の向上及び販売の促進のための活動を実施する。

エ 実践的知識・技術の取得のための取組

地先資源や共同利用施設等の利活用のための漁業者等の知識・技術の取得に必要な専門家による検討会、技術講習会の開催を実施する。

(2) 実施要件及び交付対象経費

要綱別表1に定める産地水産業強化支援事業の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 上記(1)のイの調査・調整活動の実施のための取組を実施する上で必要となる経費が、調査・調整活動のための検討会の開催に係る経費、外部学識者等を招へいするための旅費及び謝金、小売店や卸売市場等の市場調査、先進他地域調査のための現地調査に係る経費、調査結果の分析に係る経費であること。

イ 上記(1)のウの新たなマーケットの開拓のための取組を実施する上で必要となる経費が、新たなマーケットの開拓のための活動を企画するための検討会の開催に係る経費、当該企画のための産品の高付加価値化促進、市場の需要調査、小売店等での実践販売に係る経費であること。

ウ 上記(1)のエの実践的知識・技術の取得のための取組を実施する上で必要となる経費が、実践的知識・技術の取得のための検討会の開催に係る経費、技術講習会の開催に係る経費であること。

エ 産地水産業強化支援事業において交付対象とする経費が、産地水産業強化支援事業に直接要する別紙1の経費であって産地水産業強化支援事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみであること。なお、その整理に当たっては、別紙1の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うこととする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組

(2) 取組内容が要綱の趣旨に合致しない取組

(3) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

(4) 水産資源管理・回復の取組を阻害するおそれのある取組

(5) 1の(1)のウに該当しないものであって、単なる販売促進のためにPR活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第4 予算の配分

1 産地水産業強化計画の順位付けにおいて順位の高いものから、予算の範囲内において配分することとする。

2 1の順位付けについては、国が行う施策及び事業との関係で特に支援が必要と認められるものについては、優先的に配分することとする。

Ⅲ 施設整備支援事業（ハード事業）

第1 趣旨

要綱第2の2の施設整備支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 実施主体

実施主体については、事業の対象施設ごとに要綱別表2-5に掲げるとおりとする。

第3 事業実施等の手続

1 施設整備支援事業実施計画の作成

(1) 要綱第5の3の(3)に基づく施設整備支援事業実施計画は、別記様式第5号により作成するものとする。

(2) 要綱第5の3の(5)の水産庁長官が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 産地水産業強化計画の内容変更に伴う変更

ウ 実施主体又は管理主体の変更

エ 施行箇所及び設置場所の変更

オ 事業費の3割を超える変更

カ 施設等の新設又は廃止

2 管理運営

(1) 指導監督

市町村は、本事業の適正な推進が図られるよう、実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の施設等の管理運営及び利用状況並びに事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、実施主体を十分に指導監督するものとする。

(2) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）を適用し、市町村において厳正に行うものとする。

第4 事業実施状況の報告等

1 国は、市町村に対し、必要に応じて、実施主体ごとの事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

2 事業実施状況に対する指導等

国は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合には、市町村に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第5 交付要件、交付率

- 1 交付要件については、要綱別表2のほか事業の対象施設ごとに要綱別表2-1、2-2、2-3及び2-4のとおりとする。
- 2 施設整備支援事業の上限額は、産地水産業強化計画ごとに原則として要望国費額3億円を上限とする。

第6 事業の実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施期間

個々の施設の整備について単年度に完了することを原則とするが、実施設計も含めて年度間の施工区分を明確にできるものに限り3年を上限に複数年度にわたることを認める。ただし、事業費が5,000万円以上の施設整備の場合又は調査・設計や海上工事の実施等により工期が制約され、単年度の工事完了が困難になると想定される場合に限る。

イ 受益対象者

受益対象者については、対象施設ごとに要綱別表2-6のとおりとする。

ウ 受益戸数の要件

受益戸数の要件については、原則5戸以上とし、対象施設ごとに要綱別表2-1、2-2、2-3及び2-4のとおりとする。また、離島、過疎、半島等自然的・社会経済的条件が厳しい漁村地域（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1の第11に基づき主務大臣が指定する地域をいう。）における施設整備である場合は3戸以上とする。

なお、受益戸数のうち少なくとも要件戸数は、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づく資源管理計画又は適正養殖可能数量設定要領（平成23年3月29日付け22水推第1142号水産庁長官通知）に基づく漁場改善計画の取組に参加若しくは施設整備年度までに参加する見込であることを要件とするが、合理的な理由が認められる場合はこの限りではない。

エ 零細事業の防止

個々の施設の整備に当たっては、その規模が零細とならないよう留意し、事業費は対象施設ごとに要綱別表2-1、2-2、2-3及び2-4の金額以上とする。

オ 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）及び地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り、民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努める。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画

するものとする。

カ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

キ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

ク 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とするが、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）で定める排出ガス等の規制に対応しておらず、休止・遊休化している施設について、その跡地に循環型社会に対応した漁村づくり事業実施要領（平成17年3月25日付け16水港第3060号農林水産事務次官依命通知）に基づく循環型社会に対応した漁村づくり事業基本計画により、新たに交付対象施設を整備する場合又は燃油流通効率化施設整備に該当する場合に限り、施設撤去費を交付の対象とすることができる。

ケ 交付の対象とならない施設

個人施設（生活排水処理施設を除く。）又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船及び漁具（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1456号農林水産事務次官通知）第5の1に定める省エネ機器設備を除く。）、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、種苗購入費等の経費は、交付の対象としない。また、資源管理及び回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

コ 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、実施主体は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない。

サ 他の事業等からの切り替え

自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

シ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ス 他の事業計画との整合

個々の施設整備支援事業実施計画の策定に当たっては、漁港漁場整備法（昭

和25年5月2日法第137号)第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画等を考慮したものとする。

セ メニュー実施完了後の適切な管理運営

実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業が十分に達成されるようメニュー実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ソ 実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる実施主体が行おうとする事業については、交付対象としない。

タ 経営診断

施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

(2) 施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修又は更新の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、以下の(ア)から(ウ)までの場合に限り交付の対象とする。

(ア) 生産規模の拡大等(以下のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。)

a ここに掲げる要件の1つに該当すること。

- ①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設の稼働経費の削減に伴う施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減、③施設の設置後に新たに設けられた基準(排水規制、フロンガス規制、

建築基準法、消防法等)への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化。

b 新築と比べて整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

(イ) 施設の再生 (以下の a から c までの要件を全て満たすものに限る。)

a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって、以下の要件のいずれかを満たすもの。

(a) 中核的な漁業者が主に利用する施設であること。なお、中核的な漁業者とは、漁業収入安定対策事業等実施要綱 (平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知) 第4の2の(1)のエに定める主業・年齢要件を満たす者とする。

(b) 水産業強化対策事業資源増養殖目標において改築を認められている施設であること。

(c) 漁港及び漁村の機能を適切に発揮するために重要な施設であり、かつ、当該施設の維持管理が適切であること。

b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

(ウ) 施設規模の適正化 (以下の a 及び b の要件を全て満たすものに限る。)

a 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

b 施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、市町村が承認していること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

カ 更新

既存の施設と同目的の施設を既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合に限り交付の対象とする。ただし、水産業強化対策事業漁港機能高度化目標において更新を認められている対象施設に限ることとし、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ (通い容器等) については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

(4) 産地提案事業

産地提案事業は、産地固有の課題や実情を踏まえて、産地の独自性を発揮するために実施する事業とし、このような理由に基づかない事業及び上記(1)カ、ク、ケ、コ、サ及びソの実施基準を満たさない事業については、交付対象

とはならない。

3 費用・便益分析に関する特別の扱い

要綱別表2-1、2-2、2-3及び2-4のB/C要件欄において、1とみなすとした対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C=1$ とみなすことができるものとする。

4 附帯事務費

事業実施の指導監督に要する市町村の経費について、その算定は事業費の1.0%を上限とする。

第7 予算の配分

- 1 産地水産業強化計画の順位付けにおいて順位の高いものから、予算の範囲内において配分することとする。
- 2 1の順位付けについては、国が行う施策及び事業との関係で特に支援が必要と認められるものについては、優先的に配分することとする。

第8 国の助成措置

国は、交付した施設整備支援事業に係る交付金に不用額が生じることが明らかになった場合にあつては、交付金の一部若しくは全部の減額又は交付決定を受けた者に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

附則（平成27年4月9日）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

別紙 1

交付対象経費

産地水産業強化支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
設備備品費		<p>事業を実施するために必要な設備（機械・装置）・物品等の購入、据付等に要する経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
需用費	会場借料	事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために必要な郵便代、運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために必要な図書、参考文献の経費	

	原材料費	事業を実施するために必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために必要な消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に要する経費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために必要な実施主体が行う資料収集、各種調査、会議への出席、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	先進地視察旅費	事業を実施するために必要な実施主体が行う先進地における情報収集、情報分析等の実施に必要な経費	
	講師旅費	事業を実施するために必要な講習会の出席または技術講習等を行うための旅費として、依頼した講師に支払う経費	
謝金		事業を実施するために必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、情報収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な	・ 謝金の単価は、当該民間団体等の内部規程によるものとするが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基

		な経費	<p>づき単価を設定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、事業代表者、当該民間団体等の構成員及び事業を実施する協議会が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等の事業に参画する者に対しては、謝金は支払うことはできない。 ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること
賃金		<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料の収集・整理、事務補助等）について、事業支援者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給及び法定福利費）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価については、定められた単価はないが、当該民間団体等の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。 ・当該民間団体等の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）については、補助対象外とする。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を第三者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費の額は、原則として、交付対象経費の50%未満とすること。 ・なお、事業そのもの又は

			<p>事業の根幹を成す業務を委託することはできないので、委託内容については十分検討する必要がある。</p> <p>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</p>
役務費		<p>事業を実施するために必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
雑役務費	飲食費	<p>事業を実施するために必要な会議を開催する際の茶菓代の経費</p>	<p>・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。</p>
	手数料	<p>事業を実施するために必要な謝金等の振り込み手数料</p>	
	印紙代	<p>事業を実施するために必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費</p>	

上記の経費であっても以下の場合には認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払いが翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号（Iの第3関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名
印

平成 年度産地水産業強化支援事業の産地水産業強化計画の（変更）承認申請
について

産地水産業強化支援事業実施要領（平成23年3月30日付け22水港第2423号水
産庁長官通知）Iの第3の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添の産地水産業強化計画を添付すること。

産地水産業強化支援事業

別記様式第1号 別添

産地水産業強化計画

策定年度： 平成 年度

産地名：〇〇県〇〇市 (所在する都道府県・市町村名)

産地協議会名：〇〇県〇〇市〇〇〇〇協議会

1 産地協議会

代表者名	〇〇市（町村）長 △△ ××
------	----------------

協議会の構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市（町村）、株式会社〇〇（〇〇組合代表）
オブザーバー	都道府県（行政部局、水産試験場）、消費者団体〇〇、実需者団体〇〇、NPO法人〇〇

※協議会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

目標年度	平成 年度
------	-------

対象となる産地水産業の種類	〇〇漁業、〇〇漁業、水産加工業
---------------	-----------------

2 産地水産業の強化方針

(1) 産地水産業の総合的な基本方針

〇〇市の水産業は、〇〇年より市が定める「〇〇水産業振興方針」に基づき、〇〇、×、△などを推進してきた。これにより、〇〇漁業では、〇〇、〇〇などの魚種を中心とした漁業生産が展開されてきたところ。しかしながら、・・・・については、・・・・という問題が生じている。

(2) 産地水産業の強化方針

<input checked="" type="radio"/> 所得の向上	<input type="radio"/> 地先資源の増大	<input type="radio"/> 6次産業化	<input type="radio"/> 漁村の魅力向上
--	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

※強化方針について、いずれか1つを選択し、○をつけること。

(3) 産地水産業の強化方針の詳細

問題を解消・解決する方法として、一般的には〇〇による・・・・の取組、・・・・などが考えられるが、当産地水産業においては、・・・・の取組はみられるものの、++++は見られず、・・・・が不十分であると考えられる。そこで、・・・・を一層拡大するために、〇〇市北部の〇〇地区において、・・・・と連携し、****、新たな荷さばき施設を活用した新たな販売方法と流通方法を調査・開発し、新たな販路の開拓、付加価値付与により漁業者の所得の向上を図る。

3 協議会の取組

産地水産業強化支援事業（ソフト事業）の取組

本事業の推進 (要領案第6-1- (1)-ア)	調査・調整活動の実施 (要領案第6-1- (1)-イ)	新たなマーケットの開拓 (要領案第6-1- (1)-ウ)	実践的知識・技術の取得 (要領案第6-1-(1)- エ)
-------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

※事業の内容について、該当する取組に○をつけること。

施設整備支援事業（ハード事業）の取組

水産物流通荷さばき施設

※要綱案別表2-1、2-2、2-3、2-4に掲げる施設名を記載すること。

4 成果目標と事業費

(1) 産地水産業の現状と目標

成果目標 (漁労所得の向上3%以上)	基準年	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	
	目標年	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	
	増加額	〇〇	千円	増加率	5

...①

(2) 上記現状値の算出方法

受益対象者〇〇人のうち、代表的な経営体〇〇名の漁労所得について、〇〇を基礎として集計することにより算出している。事後評価においても同様に算出する予定。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) ソフト事業の事業費の見込み（3年間）

(千円)

	1年目（平成 年度）	2年目（平成 年度）	3年目（平成 年度）	合 計
事業費	〇〇	〇〇	〇〇	1,000
必要となる国費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

...②

(4) ハード事業の事業費の見込み

(千円)

	1年目 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	合計
事業費	●●●●●	0	0	50,000
必要となる国費	●●●●●	0	0	〇〇

...③

※複数年事業とする場合は、「複数年事業として〇年目～〇年目にかけて施設整備を実施する予定。」と欄外に記載すること

(5) 事業費の合計

(千円)

	1年目 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	合計
事業費 (②+③)				51,000

...④

(6) 事業費当たりの成果目標指数

成果目標指数 (①*100000/④)	9.80
---------------------	------

5 産地水産業の現状及び目標

(1) 漁業生産の現状及び目標

〇〇漁業
 年間生産量 (魚類〇t、貝類〇t、・・・)、
 年間生産額 (鮮魚〇円、活魚〇円、・・・)、
 生産者数〇人、
 漁船隻数 (0~5t〇隻、5~10t〇隻、・・・) など

※必要があれば表などの資料を添付すること。

(2) 取組に関係のある共同利用施設の現状

施設名	目的	整備年	処分制限期間	規模、能力	計画に対する利用実績 (直近3年)	国費を活用している場合は 事業名、年度
〇〇施設	・・・することにより、+++を図る。	H10	〇年間		〇%、〇%、〇%	〇〇事業 (H〇)
					〇%、〇%、〇%	

※該当施設数が多い場合は同様の内容がわかる別の資料を添付することも可。

6 事業の実施方針

(1) 調査・調整活動の実施の方針及び体制

近隣市場との市場統合、取り扱い商品の整理・統合、・・・・、++++、の取組の実施し、価格形成力を高める。
また、新施設の導入にともなう維持管理費用の低減を図るための・・・・、・・・・、関係者の合意形成、+++、などを実施する。

(2) 新たなマーケットの開拓の方針及び体制

該当なし

記載する場合は、(1)の記載例を参照

(3) 実践的知識・技術の取得の方針及び体制

該当なし

記載する場合は、(1)の記載例を参照

(4) 施設整備支援事業の方針及び体制

a ○○施設の整備方針

・・・・を一層拡大するために、○○市北部の○○地区において、・・・・と連携し、****、新たな荷さばき施設を活用した新たな販売方法と流通方法を調査・開発し、新たな販路の開拓、付加価値付与により漁業者の所得の向上を図る。
(複数年事業とする場合は、複数年事業として計画する理由を記載。)

b ○○施設を整備することによる産地水産業強化の効果

新たな荷さばき施設を整備し、近隣市場との棲み分け、統合、・・・・を行うことで、○○取扱量の増加にともなう価格形成力強化により、販売単価が向上させることで、所得向上が図られる。また、新たな市場機能の整備に合わせて、生産者と実需者である流通業者との情報・意見交換を計画的に実施することで、産地の特色を活かした生産・流通・販売の体制を構築し、当産地全体としての販売力を強化することで、販売単価を底上げする。

(5) その他必要な取組に関する方針及び体制（関連施策への取組など）

地元各種産業界に対して、必要に応じ協力要請、情報提供を行う。

7 産地水産業の強化方針の実現のために必要な活動等に関する事項

(1) 協議会構成員ごとの取組

(例)

a ○○市

○○市の水産業の安定的な発展を促進するために、・・・、内外の関係者と相談・情報交換を行うなどの・・・、連携を図る。

b ○○漁業協同組合

生産現場の実態と実需者ニーズを勘案しつつ、生産体制の効率化、省エネ化、++++につとめる。

c ○○株式会社（○○組合代表）

○○組合の代表として、・・・

(2) 関係団体・機関間の連携体制

協議会事務局である○○市を中心に、○○漁協、○○県庁と連携して、・・・を進める。

8 年度活動計画

(1) これまでの活動実績及び課題

ア 前年までの活動実績

〇〇漁協では、これまで、・・・・・・を課題として、・・・・・・、・・・・・・に取り組んできたが、近年、・・・・・・の情勢から・・・・・・が進まず、・・・・・・上の大きな課題となっている。

〇〇市では、・・・・・・、++++、***を実施し、水産業振興の重点事項として一定の成果をあげているが、さらなる強化が必要であるとの要望が地元よりある。

イ 個別活動上、連携上の課題

・・・・・・の取組について、地域の関係者と連携が不十分な面があり、十分な議論、検討がすすまず、成果がでてこない。これに対して、・・・・・・を実施することや・・・・・・を通じて、・・・・・・を図る必要がある。

(2) 活動計画

ア 産地水産業強化支援事業（ソフト事業）の年度別活動計画

(ア) 平成〇年度の活動計画（初年度）

〈本事業の推進に係る取組〉

- ・ 新たな施設整備の進捗状況の確認
- ・ 2年目以降の事業実施に向けた検討作業

(イ) 平成〇年度の活動計画（2年目）

〈本事業の推進に係る取組〉

- ・ 協議会への計画の進捗報告

〈調査・調整活動の実施に係る取組〉

- ・ 施設利用の周知徹底のための調査・分析
- ・

(ウ) 平成〇年度の活動計画（3年目）

〈本事業の推進に係る取組〉

〈新たなマーケットの開拓に係る取組〉

(エ) 平成〇年度の活動計画（4年目）

1～3年目に実施する取組の評価・改善方策の取組を実施する。事後評価のための調査を実施する。（交付対象外）

(オ) 平成〇年度の活動計画（5年目）

1～3年目に実施する取組の評価・改善方策の取組を実施する。事後評価のための調査を実施する。（交付対象外）

イ 施設整備支援事業（ハード事業）の事業導入計画

新たな荷さばき施設を〇年度に整備し、付加価値向上効果、労働時間短縮効果、維持管理経費の低減、販売手数料の低減の効果により、産地市場の価格形成力を強化し、所得の向上を図る。

エ 市町村単独事業の実施計画

(例) 〇〇市では、□□の活動を行う団体に補助金を交付し、支援することで△△の振興を図る。
(※記入例を参考に具体的に記載すること。)

オ その他

(都道府県単独事業など)

9 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

(例) 協議会の下に〇〇、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに〇〇〇や〇〇〇等の取組の実施状況について定量的に分析・評価を行う。問題については、問題点の検証と原因について調査し、問題解決に向けての課題を整理し、代表者に報告するものとする。※どのようなところに注目して評価するのかがわかるように具体的に記載すること。

(2) 評価に対する改善

(例) 協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、すみやかに関係者に協議して、改善方策を検討・実施し、改善を図るものとする。
※事業の内容、スキームにあわせて記載すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

協議会名
代表者氏名 あて

水産庁長官

平成〇年度産地水産業強化支援事業の産地水産業強化計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件については、審査の結果、承認した※1
ので通知する。

※1：承認されなかった者に対しては、承認しなかったと記入。

別記様式第3号（Iの第5関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名
印

平成 年度産地水産業強化計画の事後評価報告について

産地水産業強化支援事業実施要領（平成23年3月30日付け22水港第2423号水産庁長官通知）Iの第5の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添の事後評価報告書を添付すること。
また、必要に応じて当該計画の成果を示す資料を添付すること。

産地水産業強化支援事業

別記様式第3号 別添

事後評価報告書

策定年度： 平成 年度

産地名：〇〇県〇〇市 （所在する都道府県・市町村名）

産地協議会名：〇〇県〇〇市〇〇〇〇協議会

1 産地協議会

代表者名 | ○○市（町村）長 △△ ××

協議会の構成員	○○漁業協同組合、○○市（町村）、○○漁業共済組合、株式会社○○（○○組合代表）
オブザーバー	都道府県（行政部局、水産試験場）、消費者団体○○、実需者団体○○、NPO法人○○

対象となる産地水産業の種類	○○漁業、○○漁業、水産加工業
---------------	-----------------

2 産地水産業の強化方針

(2) 産地水産業の強化方針

<input checked="" type="radio"/> 所得の向上	<input type="radio"/> 地先資源の増大	<input type="radio"/> 6次産業化	<input type="radio"/> 漁村の魅力向上
--	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

※強化方針について、いずれか1つを選択し、○をつけること。

(3) 産地水産業の強化方針の詳細

.....については、.....という問題が生じていた。
問題を解消・解決する方法として、一般的には○○による.....の取組、.....などが考えられたが、
当産地水産業においては、.....の取組はみられるものの、++++は見られず、.....が不十分であると考えられた。
そこで、.....を一層拡大するために、○○市北部の○○地区において、.....と連携し、****、新たな荷さばき施設を活用した新たな販売方法と流通方法を調査・開発し、新たな販路の開拓、付加価値付与により漁業者の所得の向上を図った。

3 協議会の取組

産地水産業強化支援事業（ソフト事業）の取組

本事業の推進 (要領Ⅱ-第4-1-(1)-ア)	調査・調整活動の実施 (要領Ⅱ-第4-1-(1)-イ)	新たなマーケットの開拓 (要領Ⅱ-第4-1-(1)-ウ)	実践的知識・技術の取得 (要領Ⅱ-第4-1-(1)-エ)
----------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

※要綱別表○に掲げた取組に応じた種類について、○をつけること。

施設整備支援事業（ハード事業）の取組

水産物流通荷さばき施設

※要綱別表○に掲げる施設名を記載すること。

4 成果目標の達成状況

(1) 産地水産業の現状と目標

成果目標 (漁労所得の向上3%以上)	基準年	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円
	目標年	平成 年度 :	漁労所得・・・・	千円
	増加額 (計画値)	〇〇	千円	増加率

(2) 上記現状値の算出方法

受益対象者〇〇人のうち、代表的な経営体〇〇名の漁労所得について、〇〇を基礎として集計することにより算出している。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 成果目標値の達成状況

成果目標の達成状況 (漁労所得の向上3%以上)	基準年	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	基準値との比率
	1年目	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	101%
	2年目	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	105%
	3年目	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	110%
	4年目	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	109%
	5年目	平成 年度 :	漁労所得●●●●	千円	108%
	漁労所得の増加額 (実績値)	〇〇	千円	増加率	8 %

(2) 上記実績値の算出方法

受益対象者〇〇人のうち、代表的な経営体〇〇名の漁労所得について、〇〇を基礎として集計することにより算出している。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) ソフト事業の事業費の実績額 (3年間)

(千円)

	1年目 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	合 計
事業費	〇〇	〇〇	〇〇	1,000 ...②
必要となる国費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
県費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
市費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇の負担費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(4) ハード事業の事業費の実績額

(千円)

	1年目 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	合 計
事業費	●●●●●	0	0	50,000 ...③
必要となる国費	●●●●●	0	0	〇〇
県費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
市費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇の負担費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(5) 事業費の合計

(千円)

	1年目 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	合 計
事業費 (②+③)				51,000

5 産地水産業強化計画の取組に対する事後評価

(1) 取組の総合評価

・・・を一層拡大するために、〇〇市北部の〇〇地区において、・・・と連携し、****、新たな荷さばき施設を活用した新たな販売方法と流通方法を調査・開発し、新たな販路の開拓、付加価値付与により漁業者の所得の向上を図ることができた。実績としては、8%の漁労所得の向上となり、目標値であった5%を達成することができた。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

6 産地水産業強化支援事業（ソフト事業）の事後評価

(1) 調査・調整活動の実施の方針及び体制

近隣市場と協議を行い、取り扱い商品の整理・統合、・・・、++++、の取組を実施した。
また、新施設の導入にともなう維持管理費用の低減を図るための・・・、・・・、関係者の合意形成、+++、などを実施した。
これらの活動の実施に向けて協議会により当該強化計画の修正の検討を行った。

(2) 新たなマーケットの開拓の方針及び体制

〇〇地区において、・・・など地元飲食店と連携し、****、新たな荷さばき施設を活用した新たな販売方法と流通方法を試験的に開発し、新たな販路の開拓を実施した。

(3) 実践的知識・技術の取得の方針及び体制

該当なし

記載する場合は、(1)の記載例を参照

6 施設整備支援事業（ハード事業）の事後評価

(1) 施設整備の成果

〇〇施設を整備したことによる産地水産業強化の効果

作業の効率化等により漁獲物の鮮度向上が図られ、従前まで水揚げがされていなかった・・・が荷さばきされるようになり、荷さばき量が増加するとともに、地元飲食店への活魚出荷量が増加した。
整備した施設の利用実績は実施期間中の平均利用率で150%となっており、計画値以上に利用がなされている状況である。

(2) 整備した施設の利用状況

施設名	目的	整備年	処分制限期間	規模、能力	計画に対する利用実績 (実施期間5年)	備考
〇〇施設	・・・することにより、+++を図る。	平成 年	〇年間		〇%、〇%、〇%	

7 今後について

今後は、本計画における取組を継続して実施してゆくとともに、協議会として地域の各種活動に積極的に参加することを検討してゆく。

産地水産業強化支援事業実施計画

策定年度： 平成 年度

産地名：〇〇県〇〇市 （所在する都道府県・市町村名）

産地協議会名：〇〇県〇〇市〇〇〇〇協議会

1 実施主体（産地協議会）

代表者名	〇〇市（町村）長 △△ ××
------	----------------

協議会の構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市（町村）、株式会社〇〇（〇〇組合代表）
オブザーバー	都道府県（行政部局、水産試験場）、消費者団体〇〇、実需者団体〇〇、NPO法人〇〇

※協議会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

2 事業の実施方針

(1) 本事業の推進に関する検討

--

(2) 調査・調整活動の実施の方針及び体制

近隣市場との市場統合、取り扱い商品の整理・統合、・・・・、++++、の取組を実施し、価格形成力を高める。
また、新施設の導入にともなう維持管理費用の低減を図るための・・・・、・・・・、関係者の合意形成、++++、などを実施する。

(3) 新たなマーケットの開拓の方針及び体制

該当なし

記載する場合は、(2)の記載例を参照

(4) 実践的知識・技術の取得の方針及び体制

該当なし

記載する場合は、(2)の記載例を参照

3 事業の内容及び計画

取組内容	推進体制	実施時期	事業量（単価、回数等の積算根拠）
(1) 本事業の推進に関する検討			
取組内容①： ----- （どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、何のために 行うのか、産地水産業強化計画との関連性はどの ようになっているか）	—	第1回検討会 ○月 第2回検討会 ○月	（交付対象経費を記載すること。） （交付対象経費以外の経費を記載する場合は、 その旨を記載しておくこと。）
取組内容②： -----	—		
(2) 調査・調整活動の実施の方針及び体制			
取組内容①： -----	（例）××委員会 （構成員：○○、 □□、△△）		
取組内容②： -----			
(3) 新たなマーケットの開拓の方針及び体制			
取組内容①： -----			
取組内容②： -----			
(4) 実践的知識・技術の取得の方針及び体制			
取組内容①： -----			
取組内容②： -----			

4 必要経費

経費の配分及び負担区分 (単位: 千円)

区分	交付事業に要する経費 (A+B+C)	内訳			備考
		国庫交付金 (A)	協議会費 (B)	その他 (C)	
(1) 本事業の推進に関する検討					
(2) 調査・調整活動の実施の方針及び体制					
(3) 新たなマーケットの開拓の方針及び体制					
(4) 実践的知識・技術の取得の方針及び体制					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

(例) 協議会の下に〇〇、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

(2) 評価に対する改善

(例) 協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、すみやかに関係者に協議して、改善方策を検討・実施し、改善を図るものとする。

6 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

- 1 事前点検シート
- 2 経費の使用に関する規定(案)等
- 3 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)および委託する理由、委託先選定理由を示す書類
- 4 収入と支出を伴う取組については、収支計画書(案)
- 5 他の国庫補助事業、委託事業への申請状況一覧
- 6 事務担当者連絡先一覧
- 7 その他必要と認める書類

施設整備支援事業実施計画

策定年度： 平成 年度

産地名：〇〇県〇〇市 （所在する都道府県・市町村名）

（産地協議会名：〇〇県〇〇市〇〇〇〇協議会）

（実施主体名：〇〇市）（管理主体名：〇〇漁業協同組合）

1. 施設整備支援事業の方針及び体制

a ○○施設の整備方針

・・・を一層拡大するために、○○市北部の○○地区において、・・・と連携し、****、新たな荷さばき施設を活用した新たな販売方法と流通方法を調査・開発し、新たな販路の開拓、付加価値付与により漁業者の所得の向上を図る。

b ○○施設を整備することによる産地水産業強化の効果

新たな荷さばき施設を整備し、近隣市場との棲み分け、統合、・・・を行うことで、○○取扱量の増加にともなう価格形成力強化により、販売単価を向上させることで、所得向上が図られる。また、新たな市場機能の整備に合わせて、生産者と実需者である流通業者との情報・意見交換を計画的に実施することで、産地の特色を活かした生産・流通・販売の体制を構築し、当産地全体としての販売力を強化することで、販売単価を底上げする。

2. 施設整備支援事業（ハード事業）の事業導入計画

新たな荷さばき施設を○年度に整備し、付加価値向上効果、労働時間短縮効果、維持管理経費の低減、販売手数料の低減の効果により、産地市場の価格形成力を強化し、所得の向上を図る。

3. 事後評価と改善の方法

(1) 評価体制

(例) 協議会の下に○○、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに施設の利用実績について評価を行い、代表者に報告するものとする。※施設整備の評価について、具体的に記載すること。

(2) 評価に対する改善

(例) 協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、すみやかに関係者に協議して、改善方策を検討・実施し、改善を図るものとする。

※事業の内容、スキームに合わせて記載すること。

4. 添付資料

資料として、以下を添付すること。

- (1) 事業計画要約調書
- (2) 事前点検シート
- (3) 費用・便益分析計算書
- (4) 整備しようとする施設の詳細資料（能力、仕様、位置などを示したもの）
- (5) 施設の利用計画書
- (6) 収支計画書（収支を伴う施設の場合に限る）
- (7) 管理規程
- (8) 事業効果を検証する体制に係る資料
- (9) その他水産庁が必要と認める資料（管理台帳、その他必要な書類）